

三重県性暴力の根絶をめざす条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 推進体制の整備（第十一条—第十四条）

第三章 基本的施策

第一節 性暴力の予防（第十五条—第十七条）

第二節 性暴力被害者等に対する支援（第十八条—第二十一条）

第三節 性暴力のない社会の構築（第二十二条・第二十三条）

第四章 雑則（第二十四条・第二十五条）

附則

三重県では、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別その他の人権問題を解消し、人権が尊重される社会の実現をめざして取り組んできた。また、性犯罪・性暴力対策の分野においては、「三重県犯罪被害者等支援条例」の取組をはじめ、性暴力を受けた被害者のための相談窓口を設置し、その者に対する支援を行うとともに、性暴力の予防に向けて取り組んできた。

私たちは、一人ひとりが尊い存在である。人権が尊重され、誰もが安全に安心して暮らせる三重県を未来にわたり築くことは、私たちすべての県民の願いである。

しかしながら、性暴力は、被害者の心身や尊厳を著しく害する重大な人権侵害であり、決して許されないものであるにもかかわらず、三重県における性暴力を受けた被害者からの相談件数は増加傾向にあり、依然として身近に存在している。また、性暴力に対するすべての責任は加害者にあり、被害者には一切責任がないにもかかわらず、不当な差別や偏見、性暴力に対する無関心や無理解による不適切な言動などの二次被害に苦しむ者が存在し、さらに、声を上げたくても上げられずに悩んでいる者も存在している。

性暴力は、被害者の心身に長期にわたり深刻な影響を与え、その回復には長い時間を要するだけでなく、自らの力だけでは回復することが困難である。また、心身に受けた影響は、性暴力を受けた直後に生じるだけでなく、性暴力を受けてから月日が経過した後にも生じることがある。そのため、性被害を早期に発見するとともに、性暴力を受けた直後から中長期にわたって、途切れることなく、社会全体で被害者及びその家族に寄り添い、支えることが必要である。

特に、子どもに対する性暴力は、未来ある子どもの尊厳を奪うだけでなく、その心身の健全な発達に多大な影響を及ぼすものである。子どもにとっては、性暴力に遭っても、これを認識できないこともあり、また、子ども自身でこれを回避することは困難である。そのため、社会全体で子どもを性被害から守ることを第一とし、性被害が発生した場合には、これを見逃すことなく早期に発見し、性被害を受けた子ども及びその家族を支援することが必要である。

私たち県民は、過去、現在、未来のあらゆる性暴力を決して許さないという

強い意思の下、これ以上、被害者を生むことのないよう、性暴力を根絶しなければならない。

ここに、私たちは、行政、県民、事業者をはじめ、それぞれが自らの役割の下、一体となって被害者に寄り添い支えるとともに、性暴力のない三重県をめざすことで、私たちすべての県民が人権を尊重し、安全に安心して暮らせる社会の実現を図ることを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する施策（以下「性暴力の根絶をめざす施策」という。）に関し、基本理念及びその他の基本となる事項を定め、県の責務を明らかにするとともに、法令及び三重県犯罪被害者等支援条例（平成三十一年三重県条例第三号。第二十一条において「支援条例」という。）と相まって、性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進することにより、性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力により心身や尊厳に侵害を受けた者を支援し、もって県民等が安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 性暴力 性犯罪、性的虐待、配偶者等性暴力、デートDV、ストーカールール、セクシュアル・ハラスメント、性的脅迫、デジタル性暴力、アスリート等盗撮その他特定の者の身体又は精神に対し、その者の同意（自由な意思により自発的に与えられるものに限る。第九号及び第十号において同じ。）がなく行われる性的な行為（その者に対する物理的な接触に限らない。）をいう。

二 性犯罪 次に掲げる罪をいう。

イ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百二十五条（わいせつの目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、第二百二十六条の二第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、第二百二十八条（同法第二百二十五条及び第二百二十六条の二第三項に係る部分に限る。）、第二百三十条第一項及び第二百三十一条（その犯罪事実が特定の者の性的な問題に関する権利利益に係るものに限る。）、第二百四十一条第一項及び第三項並びに第二百四十三条（同法第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）の罪

ロ 盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪に係る部分に限る。）

ハ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項の罪

ニ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護

等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

ホ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第百二十六号）第三条第一項から第三項までの罪

ヘ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

ト 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十八年三重県条例第十一号）第十五条第一項及び第二項（同項第一号に該当する者に限る。）の罪

チ 三重県青少年健全育成条例（昭和四十六年三重県条例第六十二号）第四十条第一項、第五項第二号及び第七項第一号（同条例第二十三条第二項の規定の違反に係る部分に限る。）の罪

三 性的虐待 次に掲げる行為をいう。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条第二号に規定する行為

ロ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）第二条第四項第一号ニ及び第五項第一号ニに規定する行為

ハ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成二十三年法律第七十九号）第二条第六項第一号ロ、第七項第二号及び第八項第二号に規定する行為

四 配偶者等性暴力 その性別にかかわらず、配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）若しくは配偶者であった者又は同性であっても配偶者に類する親密な関係を有する者からの性的性質を有する身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。

五 デートDV 交際関係を有するなど親密な関係にある、又はあった者からの配偶者等性暴力と同様の暴力又は言動をいう。

六 ストーカー行為 ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第二条第四項に規定するストーカー行為をいう。

七 セクシュアル・ハラスメント 特定の者の意思に反する性的な言動（性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。以下この号において同じ。）によって、その者の就業環境、就学環境その他の社会生活上の環境を害し、又は当該性的な言動に対するその者の対応によってその者に社会生活上の不利益を及ぼすことをいう。

八 性的脅迫 特定の者に係る性的な画像その他電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては直接認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものを

いう。この号及び次号において同じ。)を他の者に共有する旨を告げることによって脅迫し、金銭の提供の要求、その者が望まない行為の強制、その者に係る更なる性的な画像又は性行為を記録した電磁的記録を提供させることその他これらに類する行為を要求することにより、その者の日常生活又は社会生活に不利益を及ぼすことをいう。

九 デジタル性暴力 特定の者の同意なしに、その者に係る性的な画像その他電磁的記録を作成し、保存し、第三者に提供し、その他当該電磁的記録を利用することにより、その者の日常生活又は社会生活に不利益を及ぼすことをいう。

十 アスリート等盗撮 学校、スポーツ施設、公共交通機関その他の不特定若しくは多数の者が利用し、又は出入りする場所において、性的な意図をもって、特定の者の同意を得ることなく、かつ、正当な理由がなく、その者の姿態又は部位を撮影する行為をいう。

十一 県民等 県民、県内で就労又は就学する者及び県内に滞在する者をいう。

十二 性暴力被害者等 性暴力により害を被った県民等及びその家族をいう。

十三 性被害 性暴力の被害者が当該性暴力によって受け、又は引き起こされた身体的又は精神的被害をいう。

十四 二次被害 性暴力による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により性暴力被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。

十五 学校等 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。第十五条第一項において同じ。)、同法第二百二十四条に規定する専修学校、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第六項に規定する認定こども園をいう。第十五条第一項及び第二項において同じ。)、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び子どもに対して技芸又は知識の教授を行う事業その他子どもの育成に関連する分野の事業を行うものをいう。

十六 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

十七 民間支援団体 性暴力被害者等に対する支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。

十八 子ども 十八歳未満の者をいう。

(基本理念)

第三条 性暴力の根絶をめざす施策は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

一 性暴力は、個人の尊厳を著しく害する人権侵害であるだけでなく、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであり、いかなる場合にお

いても許されない行為であることから、これを根絶していかなければならないこと。

二 性暴力被害者等を社会全体で支え、擁護することを第一とし、性暴力被害者等の意思及び立場を尊重すること。

三 性暴力被害者等に対する不当な差別、偏見及び誹謗中傷を許さない社会の形成を図るとともに、性暴力被害者等が支援を求める声を上げやすくなるよう、差別及び偏見等を払拭し、二次被害の防止に最大限の配慮を行うこと。

四 性暴力被害者等に対する支援は、県、県民等、市町、学校等、事業者、医療機関、民間支援団体その他の性暴力の根絶をめざす施策に係る機関（以下「関係機関」という。）が連携し、過去に被害を受けた性暴力被害者等も含め、必要な支援が迅速かつ的確に途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならないこと。

五 子どもに対する性暴力は、子どもの健全な発達に多大な影響を及ぼす極めて重大な人権侵害であって、子ども自身でこれを回避することは困難であることから、社会全体で子どもを性被害から守るとともに、性暴力を予防するための教育及び啓発を行い、さらに、性被害が発生した場合には、早期発見並びに性被害を受けた子ども及びその家族の迅速な支援のために、県、県民等、市町、学校等、医療機関及び民間支援団体が連携協力すること。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、性暴力の根絶をめざす施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、性暴力の根絶をめざす施策の策定及び実施に当たっては、国、市町、民間支援団体その他の関係機関と相互に連携を図るものとする。

3 県は、性暴力の根絶をめざす施策を効果的に実施するため、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する情報を収集し、活用するものとする。

（県民等の役割）

第五条 県民等は、基本理念にのっとり、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援の必要性についての理解を深めるよう努め、性被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮するものとする。

2 県民等は、性暴力に対して傍観することなく、性被害の早期発見及び性暴力被害者等に対する支援に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 県民等は、基本理念にのっとり、県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努めるものとする。

（市町の役割）

第六条 市町は、基本理念にのっとり、県、学校等、事業者、医療機関、民間

支援団体及び住民との連携協力の下、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する取組（第十四条において「性暴力の根絶をめざす取組」という。）を推進するよう努めるとともに、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関して、住民の理解を促進するよう努めるものとする。

- 2 市町は、基本理念にのっとり、県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第七条 学校等は、基本理念にのっとり、当該学校等に在籍する者に対する性暴力の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校等に在籍する者に対する性暴力が行われたおそれがあると認めるときは、性暴力被害者等が、速やかに県等が設置する相談窓口にご相談することができるよう、迅速かつ的確に対応するものとする。

- 2 学校等は、当該学校等における性暴力を防止するため、その職務に従事する者に対する研修機会の確保、施設及び設備の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校等は、基本理念にのっとり、県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援の必要性について理解を深めるよう努め、その事業活動を行うに当たっては、セクシュアル・ハラスメントその他の性暴力による性被害又は二次被害が生じることのないよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その事業所において、性被害又は二次被害を生じさせないよう労働環境の整備その他雇用管理上必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その従業員から性被害又は二次被害について申出があったときは、適切に対応するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努めるものとする。

（医療機関の役割）

第九条 医療機関は、基本理念にのっとり、性暴力被害者等が受診したときは、その個人情報の保護に十分に配慮するとともに、証拠保全への協力、心理的な負担の軽減、性暴力被害者等に対する支援に関する情報の提供その他性暴力被害者等の状況に応じた適切な対応に努めるものとする。

（民間支援団体の役割）

第十条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、性暴力被害者等に対する支援に関する知識及び経験を活用し、性暴力被害者等を支援するとともに、県が実施する性暴力の根絶をめざす施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 推進体制の整備

(推進体制の整備)

第十一条 県は、性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、当該施策の実施状況を確認するため、必要な体制を整備するものとする。

(推進計画)

第十二条 県は、性暴力の根絶をめざす施策を総合的かつ効果的に推進するため、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する推進計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する基本方針
- 二 性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する具体的施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、性暴力の根絶をめざす施策を推進するために必要な事項

3 県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、推進計画を定めたときには遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

6 県は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(人材の育成及び支援)

第十三条 県は、県及び市町の職員並びにこの条例に定める施策の実施に携わる者に対し、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関し必要な専門的知識及び技術について、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、子どもに対する性暴力を防止し、又は早期に発見し、及びその被害を受けた子どもを迅速に保護するとともに、性暴力被害者等に対する適切な支援を図るため、学校等において、当該学校等に関する職務に従事する者に対し、性暴力の防止及び適切な対処に関する知識及び技術、第十八条第一項に定める窓口との連携の方法その他の必要な事項について、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、性暴力被害者等に対する支援に従事する者（第二十四条第三項において「支援従事者」という。）が性暴力被害者等に対する支援を行う過程において性暴力被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するために必要な施策を講ずるものとする。

4 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、性暴力の根絶及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市町に対する支援)

第十四条 県は、市町が性暴力の根絶をめざす取組を推進するに当たっては、情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

第三章 基本的施策

第一節 性暴力の予防

（予防教育等の推進）

第十五条 県及び市町は、その設置する学校、認定こども園及び保育所（児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。次項において同じ。）に在籍する者並びにその保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に監護する者をいう。第二十二條第二項において同じ。）に対して、在籍する者の発達の段階に応じた性暴力の根絶に資する総合的な教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

2 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人その他学校、認定こども園又は保育所を設置する法人（県及び市町を除く。）は、前項の規定に準じて、必要な取組を行うよう努めるものとする。

（県民等の理解の促進と気運の醸成）

第十六条 県は、性暴力被害者等が孤立することがないように、性暴力の根絶、性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援の必要性及び二次被害の防止について、県民等の理解と関心を深めるため、広報及び啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、この条例の趣旨を周知するとともに、県民等が性暴力の根絶に自主的かつ積極的に取り組めるよう、気運の醸成を図るものとする。

（性暴力の根絶をめざす月間）

第十七条 県は、性暴力の根絶をめざす月間を設け、前条に定める施策に集中的に取り組むものとする。

2 性暴力の根絶をめざす月間は、十一月とする。

第二節 性暴力被害者等に対する支援

（総合的な相談体制の整備等）

第十八条 県は、専ら性暴力被害者等に対する支援を行うための総合的な窓口を設置し、性暴力被害者等が直面している様々な問題について相談（第三項及び第二十条第一項において「性暴力に関する相談」という。）に応じ、第二十条第一項各号に規定する支援を行うものとする。

2 県は、基本理念にのっとり、前項の窓口の設置に当たっては、県民等に対する当該窓口の周知及び相談しやすい環境の整備を図るとともに、相談者の年齢、性自認、性的指向、使用する言語その他の属性及び被害を受けた時期にかかわらず、あらゆる相談者からの相談に応じるために必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、性暴力に関する相談に応じるに当たっては、相談者の意思及び立場

を尊重し、かつ、秘密の保持に必要な注意を払うものとする。

（早期発見及び早期対応）

第十九条 県は、県民等が性暴力を受けた場合に直ちに前条第一項に定める窓口相談できるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、性暴力を受けた者の意思を尊重の上、迅速な証拠保全及び早期の適切な支援がなされるよう警察、医療機関その他の関係機関と連携を図るものとする。

3 県は、子どもに対する性暴力を早期に発見し、適切な対応を行うことができるよう県民等、市町及び学校等に対する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（性暴力被害者等に対する支援）

第二十条 県は、性暴力に関する相談に適切に対応し、性暴力被害者等に対する支援を行うため、次に掲げる事項に関し、必要な措置を講ずるものとする。

一 性暴力の防止及び性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復に関する専門的知識及び技術を有する者による相談、必要な情報の提供及び助言

二 性暴力被害者等が必要とする支援制度及び関係機関の紹介

三 医療機関、警察その他必要と認められる場所への付添い及び助言

四 性暴力を受けた直後の医療的な緊急対応及び証拠保全に係る支援

五 性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復に資する心理的な負担の軽減及び必要と認められる期間にわたる精神医学的支援の提供

六 法的支援その他必要と認められる支援の提供

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、必要な支援が迅速かつ的確に行われるよう県民等、市町、学校等、事業者、医療機関、民間支援団体その他の関係機関と緊密に連携するものとする。

（三重県犯罪被害者等支援条例への委任）

第二十一条 性暴力被害者等に対する支援については、この条例に定めるもののほか、支援条例の定めるところによる。

2 県は、支援条例に定める施策の実施に当たっては、性暴力被害者等が心身に受けた影響からの回復の支援に関し、その被害の特性に応じて必要な配慮を加えるものとする。

第三節 性暴力のない社会の構築

（性暴力の再発防止）

第二十二条 県は、性暴力の加害者又はその家族（第三項において「加害者等」という。）の求めに応じ、再発の防止又は社会復帰に必要な情報の提供、医学的又は心理学的な支援その他必要な支援に努めるものとする。

2 県は、性暴力の加害者が子どもの場合には、当該子どもの意思を尊重の上、その保護者と連携し、性暴力の再発を防止するために必要な発達の段階に応じた支援を行うよう努めるものとする。

3 県は、加害者等が、再発の防止及び社会復帰のための相談をしやすい環境の整備に努めるものとする。

(性暴力が発生しない環境づくり)

第二十三条 県、市町、学校等及び事業者は、性暴力が発生しない環境づくりに努めるものとする。

- 2 県は、前項の取組を進めるに当たっては、市町、学校等及び事業者に対する情報の提供、広報及び啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 雑則

(個人情報保護)

第二十四条 県は、第十八条から第二十一条までに規定する相談及び支援に関して取得した個人情報を適切に管理するとともに、本人の性被害の軽減又は性被害からの回復に向けた相談への対応、情報の提供、助言その他の支援の目的以外に使用してはならない。

- 2 県は、第二十二条に規定する支援及び環境の整備に関して取得した個人情報を適切に管理するとともに、本人の再発の防止及び社会復帰に向けた情報提供、助言、指導その他の支援の目的以外に使用してはならない。

- 3 前二項の規定は、支援従事者並びに再発の防止及び社会復帰のための相談及び支援に従事する者が個人情報を取り扱う場合も同様とする。

(財政上の措置)

第二十五条 県は、性暴力の根絶をめざす施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。